

令和元年9月 5日 開会

令和元年9月25日 閉会

(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 33 号

令和元年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年 9 月 2 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和元年 9 月 5 日（木） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

令和元年 9 月 5 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和元年 9 月 5 日 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 75 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 76 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 77 号 大山南光河原駐車場条例の制定について

日程第 7 議案第 78 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 79 号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 80 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 81 号 大山町保育所条例及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 82 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 83 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 84 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 85 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 86 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 87 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 17 議案第 88 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 18 議案第 89 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 19 議案第 90 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 20 議案第 91 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 21 議案第 92 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 22 議案第 93 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 23 議案第 94 号 平成 30 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 24 議案第 95 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 25 議案第 96 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 26 議案第 97 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 27 議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 28 議案第 99 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 100 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 101 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 102 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 103 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 104 号 令和元年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 105 号 財産の取得について（業務用パソコン）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	森本貴之	2番	池田幸恵
3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田 聰	14番	野口俊明
15番	西山富三郎	16番	杉谷洋一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田 隆昌 書記 …………… 生田 貴史

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口大紀	教育長 ……………	鷲見寛幸
副町長 ……………	小谷 章	教育次長……………	佐藤康隆
総務課長 ……………	山岡浩義	幼児・学校教育課長 ……………	森田典子
財務課長……………	金田茂之	社会教育課長 ……………	西尾秀道
税務課長……………	二宮寿博	企画課長 ……………	池山大司
住民生活課長……………	永見 明	観光課長 ……………	徳永 貴
建設課長 ……………	大前 満	水道課長 ……………	竹村秀明
農林水産課長……………	井上 龍	福祉介護課長 ……………	進野美穂子
農業委員会局長……………	大黒辰信	こども課長 ……………	田中真弓
健康対策課長 ……………	末次四郎	会計管理者……………	門脇恵美子
地籍調査課長 ……………	野間 光	代表監査委員……………	石黒澄男

午前10時00分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。ご着席ください。

開会宣告

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は 16 人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第 34、議案第 105 号 財産の取得について（業務用パソコン）については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番 加藤紀之議員、5 番 大原広巳議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 21 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 21 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 9 月 25 日までの 21 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に 6 月定例会において可決した意見書は、6 月 19 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりでありま

す。

次に町長から、政務報告から報告第 16 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 8 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） みなさんおはようございます。本日からの 9 月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

はじめに総務課関係の第 25 回参議院議員通常選挙についてです。

さる 7 月 21 日第 25 回参議院議員通常選挙が執行され、当日有権者数は選挙区、比例代表とも 1 万 3,981 人で、投票者数は選挙区が 7,977 人、投票率 57.06%、比例代表が 7,978 人、投票率 57.06%でした。

次に企画課関係の襄陽郡への中学生の訪問についてです。

大山町と友好親善交流協定を締結している大韓民国江原道襄陽郡の中学生 16 人と引率者 2 人が、8 月 6 日から 8 日にかけて訪町予定でしたが、中止となりました。その後、9 月 27 日から予定していた襄陽郡松茸祭への参加についても、今年は見合わせてほしい旨の連絡がありましたが、来年度事業の実施に向けて連絡調整を続けてまいります。

続きまして、「だいせんファンクラブ交流会」についてです。

だいせんファンクラブ交流会を 9 月 1 日に大阪で開催し、会員・来賓など合わせて 59 名が参加されました。交流会では、最近の町の様子を映像で紹介したほか、町民有志によるマジックショーも披露されました。近況報告をして、特産品を味わいながら、ふるさとの話に花を咲かせ、交流を深めていただくことができました。

次に、住民課関係の海の日海岸清掃についてです。

地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7 月 15 日に「第 20 回海の日海岸清掃」を行いました。末吉・平田海岸で、地元の集落、まちづくり所子地区会議、スポーツ少年団、各種団体など、およそ 300 人に参加していただき、約 1.3 トンのごみを回収することができました。

また、中山・名和地区でも、住民による海岸清掃が実施されております。今後も海岸の環境保全活動を推進してまいります。

次に、福祉介護課関係の空調設備更新工事についてです。

昨年度着工しました保健福祉センターなわ空調設備更新工事は、7 月 12 日に完了しました。

次に、水道課関係の落雷による名和第 2 水源地水中ポンプの故障についてです。

7 月 9 日の朝、名和総合運動公園南側にある名和第 2 水源地付近に落雷があり、同施設の水ポンプが故障しました。その結果、名和第 3 配水池に送水することができなく

なり、断水事故を招きかねない事態となりましたが、使用者のみなさまに節水を呼びかけ、ご協力をいただき、断水事故を回避することができました。

なお、ポンプについては、同日仮設ポンプで応急対応し、7月12日に新しいポンプに好感しております。

次に、観光課関係の各種イベントについてです。

7月28日に、甲川溪流まつりを開催しました。親子連れなど241名の参加があり、自然体験や魚のつかみどりなど甲川の自然を満喫いただきました。

8月10日から12日の間に行われたお盆の大献灯・和傘灯りでは、3日間で4,200人の来場者があり、和傘のライトアップによる幻想的な世界を演出しました。

最後に、社会教育課関係の沖縄県嘉手納町への人材育成交流団派遣についてです

7月30日から8月2日の間、沖縄県嘉手納町へ人材育成交流事業の訪問団を派遣しました。今回は新たな取組として、交流事業に随行してご協力をいただける方を公募し、応募をいただいた2名の方に、本町児童16名と引率者3名と一緒に訪問団に加わっていただきました。嘉手納町との人材育成交流についての支援の輪が広がるとともに、交流に係る示唆をいただく機会にもなりました。

続きまして報告第10号 平成30年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてご説明をいたします。

本案は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

本町の指数はお手元に配布のとおり、いずれの指数も早期健全化基準を下回っております。

続きまして報告第11号 平成30年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

本案は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく大山町資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

本町では、別紙のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありません。

続きまして報告第12～15号、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定及び議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に、報告第 16 号 長期継続契約締結の報告についてご説明をいたします。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 75 号 ～ 日程第 12 議案第 83 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 4、議案第 75 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第 12、議案第 83 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例についてまでの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 75 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与、報酬、期末手当等を規定する条例の制定及び関係条例を整備するものでございます。

主な内容としましては、会計年度任用職員の給与、報酬、通勤手当等の各種手当の支給に関する基準を定めるものであります。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしています。

次に、議案第 76 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、会計年度任用職員制度を条例に規定する対象となることから、必要な字句の整理などを行うものであります。対象条例は大山町職員定数条例ほか 8 条例でございます。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしています。

次に、議案第 77 号 大山南光河原駐車場条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大山南光河原駐車場の設置

及び管理に関する事項について定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。

次に、議案第 78 号 大山町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、鳥取県税条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、大山町税条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例との整合を図るために対象法人の追加をするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。

次に、議案第 79 号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、滞納に対する行政サービスの制限について、条例で規定しておりますが、新たな対象事業が発生した際、迅速な対応がとれるように、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、別表（第 2 条関係）に規定している行政サービスを削るものです。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

次に、議案第 80 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、新たな基準として「特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が加わり、条例の名称を改正するほか、幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものであります。

なお、この条例の施行は、令和元年 10 月 1 日からとしております。

次に、議案第 81 号 大山町保育所条例及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、大山町保育所条例及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、条文中の「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

なお、この条例の施行は、令和元年 10 月 1 日からとしております。

次に、議案第 82 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和及び適用を猶予する経過措置期間を 5 年間延長し、家庭的保育事業者の居宅以外で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を 10 年とするほか、省令に準じて規定の整備を行うものであります。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしております。

次に、議案第 83 号大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山診療所の診療科を今年度より赴任された医師に則したものとするため、また大山口診療所においては、政令の改正に基づき、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、大山診療所の診療科に、小児科、外科を追加し、大山口診療所の診療科の消化器科を消化器内科に改めるものであります。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案 第84号～日程 第27 議案 第98号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第13、議案第84号 平成30年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第27、議案第98号 平成30年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 84 号 平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

平成 30 年度の一般会計の収支につきましては、決算書 293 ページに記載をしておりますが、歳入総額 113 億 3,031 万 8,240 円に対し、歳出総額は 106 億 207 万 4,160 円で、歳入歳出差引額は 7 億 2,824 万 4,080 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、1 億 1,255 万 6,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、6 億 1,568 万 8,080 円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

平成 30 年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額 124 億 4,537 万 3,000 円に対し、

調定額 114 億 3,943 万 8,627 円、収入済額 113 億 3,031 万 8,240 円で、町税 348 万 1,895 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は 1 億 563 万 8,492 円となっております。

収入済額は、予算現額に対して 91.0%、調定額に対して 99.0%の収入状況となっております。

未収金につきましては、29 年度と比較して 347 万 9,201 円増加する結果となりました。未収金につきましては、引き続き減少に向けて努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

30 年度の歳入の特徴ですが、まずは町税が 29 年度と比べ 9,343 万 6,095 円増の、16 億 1,431 万 5,627 円となったことが挙げられます。これは、太陽光発電設備の新設に伴う固定資産税の増などが主な要因となっております。

次に、地方交付税ですが、29 年度と比べ 2 億 3,350 万円減の 48 億 8,116 万 9 千円となっております。これは、普通交付税の合併算定替え措置の縮減が 5 割から 7 割となったことが主な要因となっております。

次に、寄附金ですが、29 年度と比べ 9,094 万 2,422 円増の 3 億 1,966 万 7,581 円となりました。これは、ふるさと応援寄附金が順調に伸びたことや、7 月豪雨呉市復興支援寄附金などを受け付けたことなどが主な要因となっております。

次に、繰入金ですが 29 年度と比べ 1 億 6,302 万 8,574 円増の 2 億 8,169 万 2,517 円となっております。ふるさと応援基金を寄附目的に合わせて取り崩したことなどが主な要因となっております。

歳入全体としましては、町税などの自主財源は 27.7%となっており、残りの 72.3%は地方交付税などの依存財源となっております。普通交付税の合併算定替え措置は令和元年度が最後となっており、今後の歳入不足が懸念される所ではありますが、行財政改革や事務事業評価などを通じ、各種事業の取捨選択を図っていきたいと考えております。

続きまして、歳出についてであります。平成 30 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 124 億 4,537 万 3,000 円に対し、支出済額 106 億 207 万 4,160 円で、予算現額に対します執行率は、85.2%であります。

また、翌年度に繰り越す額 11 億 4,689 万 3,000 円を控除した不用額は 6 億 9,640 万 5,840 円であります。

以上、平成 30 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 30 年度決算審査資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。

次に、議案第 85 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも 19 万 2,765 円で、主なものは基金から生じた利子および配当金です。

次に、議案第 86 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額は 1,068 万 5,867 円に対し、歳出総額は 1,030 万 7,440 円で、差引残額 37 万円 8,427 円を平成 31 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計に繰り越しております。

歳入の主なものは貸付金収入で、収入未済額は、2 億 8,312 万 3,905 円です。

次に、議案第 87 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 1,268 万 8,237 円に対し、歳出総額は、840 万 7,756 円で差引残額 428 万 481 円を令和元年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

次に業務の状況ですが、平成 30 年度末で給水戸数 317 戸、給水人口 721 人、年間の有収水量は 8 万 9,870 立方メートルで、施設の適切な維持管理に努めました。

次に、議案第 88 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 23 億 4,784 万 8,478 円に対し、歳出総額 22 億 9,893 万 4,019 円であり、差引残額 4,891 万 4,459 円を翌年度に繰り越すものであります。

国民健康保険税の適正な賦課徴収に努め、4 億 1,931 万 4,835 円を収納、各種の医療給付、平成 30 年度から始まった国保共同運営に係る鳥取県への納付金 5 億 2,313 万 7,695 円の支出など、安定した国保運営を行い、国民健康保険基金へ 9,827 万 6,170 円の積み立てを行っております。

なお、当該年度の年間 1 人当たりの医療費は約 42 万 9,000 円、給付費は約 36 万 4,000 円となっております。

次に、議案第 89 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であり、歳入総額 3 億 4,217 万 7,029 円に対し、歳出総額は 3 億 2,629 万 7,029 円で、差し引き 1,588 万円を翌年度に繰り越すものであります。

平成 30 年度は、地域医療確保のため 11 月に鳥取大学と「鳥取大学家庭医療教育ステーション設置に関する協定書」を締結し、それに伴う当該ステーション設置に向けて施設整備を行い、年度内に完了できなかった部分を翌年度に繰り越しております。

次に、議案第 90 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 2 億 1,566 万 1,232 円に対し、歳出総額 2 億 1,522 万

8,667円であり、差引残額43万2,565円を翌年度に繰り越すものであります。

保険料の適正な賦課徴収に努め、1億3,675万6,460円を収納、保険料等負担金と広域連合事務費負担金として2億1,183万1,783円の支出など、広域連合と連携し、適正な事業運営を行いました。

次に、議案第91号 平成30年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計は、歳入総額24億3,702万4,380円、歳出総額23億3,022万4,118円で、差引残額1億680万262円を翌年度に繰り越すものであります。

平成30年度から第7期介護保険事業計画が新たにスタートしました。地域の人々がお互いに協力しあいながら、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる心のかよいう高齢社会を目指し、保険給付として、20億8,591万9,918円、地域支援事業費として8,135万5,940円を支出しました。後年度の介護保険財政の健全な運営を図るための準備金として、7,925万4,000円の積み立てを行いました。

また、6,283人が納める介護保険料として5億1,233万9,751円、介護給付、地域支援事業のための国庫支出金、県支出金、支払基金交付金14億8,772万3,138円、繰入金3億1,074万401円などを収入しております。

次に、議案第92号 平成30年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額5億6,085万3,480円に対し、歳出総額は、5億6,084万3,464円で差引残額1万16円を令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しております。

農業集落排水事業の処理区は町内17処理区ございますが、接続人口は平成30年度末で7,017人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

老朽化してきた上野福尾処理場を国信末吉処理場に統合するため、機能強化対策事業に取り組んでおりますが、平成30年度は国信末吉処理場の改修を行っております。

次に議案第93号 平成30年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額5億4,750万3,373円に対し、歳出総額は、5億4,732万1,829円で差引残額18万1,544円を令和元年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しております。

公共下水道事業の処理区は町内4処理区ございますが、接続人口は平成30年度末で5,904人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

老朽化対策として汚水処理場の延命化に取り組んでおりますが、平成30年度は大山浄化センターの長寿命化対策工事に取り組みました。

次に、議案第94号 平成30年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 4,232 万 7,696 円に対し、歳出総額 3,548 万 8,890 円であり、差引残額 683 万 8,806 円を翌年度に繰り越すものであります。

平成 30 年度は 3,634 万 7,153 円の売電収入がありました。

次に、議案第 95 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 673 万 8,597 円に対し、歳出総額は 673 万 8,597 円で差引残額は 0 円であります。

主なものといたしましては、ナスパルタウン 57 戸並びに指定管理者等からの使用料が 394 万 5,564 円と指定管理者への委託料であります。

次に、議案第 96 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

歳入の決算総額 7,463 万 5,140 円に対し、歳出の決算総額 4,321 万 4,237 円で、差引残額 3,142 万 903 円を翌年度に繰り越すものであります。

分譲宅地「ナスパルタウン」の平成 30 年度の販売実績は 7 区画で、残り 8 区画であります。

次に、議案第 97 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 1,463 万 2,101 円に対し、歳出総額も 1,463 万 2,101 円と、同額となっております。

だいせんホワイトリゾートとして 9 シーズン目となりました 30 年度は、3 年振りに雪のあるスタートとなった昨年とは異なり、1 週間遅れの 12 月 29 日の営業開始となりました。

営業日数は昨年より 11 日少なく 72 日間であり、一昨年よりも 20 日も少なくなりました。入り込みは前年比 5.8%減の約 12.4 万人でありました。

次に、議案第 98 号 平成 30 年度大山町水道事業会計決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,895 栓、給水人口 1 万 4,531 人に年間総配水量 182 万 5,337 立方メートルを供給し、有収率は 79.5%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1 ページは消費税込で、収益的収入、第 1 款水道事業収益は 3 億 566 万 5,413 円、支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 7,244 万 3,098 円であります。

次に資本的収入の第 1 款企業債の借入 2,090 万円、企業債償還の補助としての出資金 2,754 万 7,444 円で合計 4,844 万 7,444 円であります。

続きまして、資本的支出では、中山第 3 配水池送配水管布設替工事等による建設改良

費が 2,095 万 2,000 円、企業債償還金が 1 億 1,312 万 9,486 円で、資本的支出合計が 1 億 3,408 万 1,486 円となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 平成30年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで 監査委員の審査報告を求めます。

石黒澄男 代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 石黒監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） おはようございます。

平成30年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、意見を申し上げます。

私と西山監査委員の2人で監査を行ったところでございますけれども、私のほうが代表して報告をさせていただきます。

意見書の説明の前に、暑い中、細部に渡って、監査に協力いただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。意見書につきましては、お配りおりますので、主だったところのみ、朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず第1の審査の概要につきましては、ご覧の通りでありますので省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございます。

1 の決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと認定いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

2 の執行状況についてですが、各会計の予算執行の内容につきましては、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認しました。

平成 28 年、29 年度に引き続き、ふるさと納税の増収が貴重な自主財源となっているほか、町税においても固定資産税の増で対前年比 6.1%の伸びとなっております。安定した財政運営が図られていますが、自主財源比率は増えたとは言え、27.7%と未だ低い水準となっていることや、合併算定替え措置の縮減を主因とする普通交付税の減額が、今後留意すべき点となっております。

今後、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財

政構造を確立されたいとしております。

次の第3の会計別執行状況については、ご覧のとおりでありますので省略させていただきます。

続いて第4の資金運用状況についてです。

平成30年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。

平成30年度末の基金現在高は65億9,791万1,000円と、前年度末に比べて1億9,317万9,000円増加しています。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られていますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

続いて第5の財産管理の状況ですが、平成30年度における財産管理の状況は、活かすべきものを活かすなどされ、適正に行われているものと認められました。

第6の主要事業の執行状況についてです。

平成30年度においては、名和陸上競技場改修事業や獣肉解体処理施設建設事業などが実施されたところでありますが、平成29年度に実施した大山開山1300年関連事業や、情報通信設備の更新整備事業などが終了したため、4億9,644万5,000円の減でした。また主に台風24号の被害に対する災害復旧費は、1億1,351万8,000円を繰り越していますが、平成30年度において7,187万7,000円の増の8,804万3,000円の実施でありました。全体としては、概ね適正に執行されているものと認められたとしております。

また、ふるさと応援基金事業について、平成29年度から積立額は寄付金総額ではなく、実利益分とされていますが、積立額が1億2,991万7,000円に上るなど大きな成果として評価できるところであるとしております。

最後に7の指摘事項等についてです。

このたびの決算審査に当たって、各課から提出いただいた資料により、詳細な工事・業務の執行の様子を確認することができました。また、昨年指摘した完了検査の実施日については改善されており、指摘事項はなしといたしましたが、加えて今後も遵守していただきたいとしております。

監査意見としては、3件挙げております。

まず、1件目です。

農業委員会委員報酬について、平成30年度に限ったことではありませんが、農業委員会会長への代理受領が見受けられました。担当部署から聞き取りを行なったところによりますと、報酬から各委員の貯蓄分等を引き去り、残額を各委員名義の金融機関口座へ振り込みとしているとのことでありました。

当該代理受領に係る事務処理については、各委員の委任が書面でなされており、また、聞き取りによるところでは現状の事務処理において不適切であるという判断には至って

おりません。しかし、いわゆる「手作業での引き去り・残額の振り込み」である当該例月処理について、電算化が進んで久しい現状において、より合理的な方法はないものか、考慮されたいということと、考慮の際は、「担当者の事務的負担の軽減」並びに「当該作業の非電算化に伴う事務処理ミス発生の懸念」を視野にいれ、合理的改善策の構築が可能か否かも含め、検討されたいとしております。

2件ですが、収入未済額についてでございます。過去3年間、同額のまま、過年度未収金として挙がっている案件が見受けられます。一般会計、土地建物貸付収入は未収金なしとなっているものの、農業費分担金、農林水産費雑入が依然同額のままです。

昨年度の決算審査意見においても触れましたが、担当部署においては鋭意奮闘されていると聴取しましたが、未収金は財産と捉えるものであり、同一案件で長期未収のまま同額を計上し続けるのは善後策を探る必要があるものと考えます。「負担の公平性」と「徴収金額に係る実質負担」のバランスを鑑みつつ、長期にわたり過年度分未収金としての計上にならないよう策を講じられたいと思います。

また、平成29年度決算審査意見書において、「一般会計民生費雑入及び特別会計介護給付費返還金及び督促手数料について、将来同様の案件とならないよう留意されたい」とも意見としたところでしたが、平成30年度決算においてそれぞれ同額が収入未済額となり、現実に「同様の案件」となっております。

前述したように、担当部署においては鋭意奮闘されていることは認識しておりますが、このことについては時の経過が解決をより難しくするものであり、現段階から早急に、策を講じられたく意見しております。

3件目です。過去3年間の決算審査における監査意見でも述べたとおりですが、定員事情が厳しい以上、一定程度の目的を達成したと見込まれる事業、あるいは費用対効果が乏しい事業などの安易な継続実施は、職員への過重な負担、他の重要事業遂行の妨げになる可能性が大きいものとなる懸念があります。よって、それらの事業を精査し、廃止等を視野に入れた「事業・事務の見直し」をおこなうことが望ましいと考えます。

組織体制の見直しについては、平成30年7月に機構改革を行われたことがその解のひとつになるものと認識し、このたびの決算審査にあたりました。平成30年度があくまで過渡期であったとの見方も出来ませんが、関係各課からの聞き取り時の状況から判断することにおいては、機構改革に事務事業の所管課に変更がなされたこともあり、少なからず混乱が生じたものと認識しています。組織体制の見直しにより事務事業のみならず、住民に対しても混乱が生じるといった、いわば本末転倒が生じることのないよう、今後、機構改革などの組織体制の見直しをおこなう際は、その影響を十分に検討し、組織内での広範な議論と慎重な検討のもとにおこなわれるよう、留意されたいとしております。

続きまして、平成 30 年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。審査の概要、審査した書類、収益的収入支出及び利益の状況、そして業務内容につきましては、資料に記載の通りでございますので、説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は、2 億 8,920 万 3,721 円、総費用は、2 億 6,737 万 1,079 円で、当年度の利益は 2,183 万 2,642 円となっています。

水道使用料未収金は 1,788 万 7,149 円で、前年度に比べ 33 万 5,814 円の減額となっています。引き続き、徴収対策に努力されたいところでございます。

平成 29 年 4 月から料金体系の統一がなされたことについては、長期間に渡り調整をおこなわれての苦勞の末のものと認識しており、負担の公平性の観点からしても評価すべきものと考えております。

水道使用料について、金融機関口座から自動引落設定における誤りにより、過去に渡って使用者でない者の使用料を徴収していたことが判明したとの報告がありました。同様の事例が無いか調査するとともに対策を講じ、再発防止をおこなっているとのことであります。

長期的視点をもって施設の修繕・更新に係る計画について、平成 29 年度決算審査時と同様、「経営戦略の策定中」と聴取したところであり、策定に努められ、安定供給をより確固たるものとするよう努められたいところでございます。

続きまして、平成 30 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見でございます。

1 番の審査の概要については、説明を省略させていただきます。

2 番、審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

次に、個別意見でございます。平成 30 年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっています。

次の平成 30 年度、連結実質赤字比率は、これも実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっています。

平成 30 年度の実質公債費比率は 10.5%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っております。また、平成 29 年度と比較すると、合併算定替措置の縮減により数値は増加傾向にありますが、固定資産税収入の増があり、0.8 ポイントの増にとどまったものとなっております。

平成 30 年度の将来負担比率は 4.6%で、前年度比 5.1 ポイントの減少となっています。合併算定替措置の縮減により標準財政規模が下がりながらも固定資産税の増などにより標準財政規模の減少額が少なかったことや、地方債残高の減が主要因となっていま

す。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

最後に、平成 30 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

1 番目の審査の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

2 番目の審査の結果でございます。総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 30 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

次に、個別意見につきましては、審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できますが、現下の厳しい経済情勢を鑑みまして、財政の健全化に向けてなお一層努力されたいとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上報告申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） 監査委員には、平成30年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

ここで休憩いたします。再開は11時15分いたします。

午前11時5分休憩

午前 11 時 15 分再開

日程第 28、議案第 99 号～日程第 33、議案第 104 号

○議長（杉谷 洋一君） では、再開いたします。

日程第 28、議案第 99 号 令和元年度大山町一般会計補正予算(第 3 号) から、日程第 33、議案第 104 号 令和元年度大山町水道事業会計補正予算(第 2 号)についてまでの計 6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 99 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、先端技術社会実装事業、公園トイレユニバーサルデザイン化事業などの新規計上や、地域自主組織育成支援事業、野生鳥獣被害防止事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 3 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 6,499 万 4,000 円を追加し、

歳入歳出予算の総額を 103 億 571 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 100 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、診療所で使用する医療機器の更新に係る備品購入などのため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 226 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 6,627 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 101 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、人事異動に伴う人件費の減と令和 2 年度の第 8 期介護保険事業計画策定に向けて全国一斉に実施される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の経費の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 110 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 5,071 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 102 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、主な内訳として、公営企業会計化移行に要する費用と、施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,587 万 4,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 3,247 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 103 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、主な内訳として、公営企業会計化移行に要する費用と、施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,643 万 7,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 1,790 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 104 号 令和元年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明をいたします。

まず、収益的収入でございますが、補助金 6 万 4,000 円の増額は、扶養児童の増に伴う一般会計よりの繰入金であります。その他特別利益の 273 万 7,000 円は、落雷被害による共済金を受け入れるものであります。

続いて、収益的支出でございますが、主なものは、扶養児童の増に伴う給料、手当、法定福利費の増額であります。臨時損失の 273 万 7,000 円は、落雷により被災した水中ポンプを修繕するものであります。

次に、資本的収入でございますが、工事負担金 477 万 8,000 円は、移転補償工事による補償費を受け入れるものであります。

続いて、資本的支出でございますが、配水管設備改良費 852 万 3,000 円の増額は、故障した配水池流量計の修繕、及び移転補償工事によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 34 議案第 105 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 34、議案第 105 号 財産の取得について（業務用パソコン）を議題とします。

本議案は、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 105 号 「業務用パソコンに係る財産の取得について」提案理由のご説明をいたします。

本案は、財産の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する業務用パソコンは、老朽化が進んでいるパソコンを更新するもので、8 月 21 日に 6 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 1,341 万 3,600 円で、米子市両三柳 328 株式会社ケーオウエイ 代表取締役 小西 慶太が落札し、8 月 23 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和元年 9 月 30 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 仮契約書が添付されておりますけれど、その内容についてお訪ねしたいと思います。

仮契約書の標準内訳書というところにそれぞれパソコンソフトウェア、それぞれ 120 台 120 本、120 本と書いてありますけれども、単価及び金額の記入がありません。財産管理上、この単価及び金額というのは必要ではないかなと思います。故障した場合、修理不能となった場合はそれぞれ廃棄をされなきゃいけないけども、その時に根拠となる数字はどのように出されるのでしょうかお伺いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えをいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

単価につきましてお答えいたします。これにつきましては、落札した業者に内容の聞き取りをいたしまして、単価を決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長。

- 議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。
- 議員（3 番 門脇 輝明君） 落札した段階でこの業者さんは、単価を作ってそれから金額をはじきだすわけじゃないんでしょうか。みんなまとめてがぼっと落としてしまうということでしょうか。あるいはそうした場合でも、単価はいくらですかというふうに予め入札の段階で、落札した時にはそれぞれ単価を示しなさいというふうに示してあれば、当然その時点で金額ができるものではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） これは一応仮契約の段階ということでの内訳書ということになりますので、これの単価ということにつきましては、報告をいただいてそれで財務省の処理をしていきたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 議員（3 番 門脇 輝明君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。
- 議員（3 番 門脇 輝明君） この仮契約書ですけど、この決議があればこのまま契約書に変わるわけですよ。そしたら内容が不十分のまま、契約書を取り交わすという形にならないでしょうか。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） これにつきましては本議会の認定を受けますと、本契約ということになりますけれども、総額の金額は変わりませんので、あとの内訳という内容につきましては、総額が変わらないということで、業者のほうより聞き取りをして、財務会計の処理をするという格好にしております。
- 議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（7 番 米本 隆記君） 議長、7 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 7 番 米本議員。
- 議員（7 番 米本 隆記君） 指名競争の入札結果のほうにですね、設計額 1,814 万 4,000 円となっておりますけれども、実際には落札されたところが 13 万 9,000 円くらいですね。税込み価格になるんですが、ここでだいたい設計金額、この開きが他のもの比べて多いように感じるんですが、この設計金額の見込みについてどのような算定基準でされたのか教えてください。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えをいたします。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） 設計金額についてでございますけれども、コンピューターのパソコンにおきましては、いろいろなグレードがあるということでございます。
- で、今現在、昨年度もコンピューターを購入いたしましたけれども、それと同じようなものというようなことで、そういうグレードのものを設計金額として算定しております。
- 議員（7番 米本 隆記君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） ということは、設計金額よりも入札のほうが、極端に低かったということになるかというふうに思いますけれども、それで同じレベルのもの、今さっき課長が言われた同じレベルのものが購入できるということであるならば、今後もしそういうこと考えられるですけれども、同じようにこういうこと、パソコンについてですけども、同レベルでこの金額というのは、どういうふうな算定ではじき出せばいいですか。何を参考にして出しておられるんでしょうか。
- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） これにつきましては、まあ予算の算定、予算要求の段階で、ある数社の業者のほうより見積もりをいただいております、それを元に同レベルのものがいくらというようなことで設計しております。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第 105 号を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
- したがって、議案第 105 号は原案のとおり可決されました。

散会報告

- 議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。
- 次会は、明日 9 月 6 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。
- 本日は、これで散会します。

散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 9 月 7 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 11 時 30 分散会